

7 米軍基地から派生する諸問題の対応連絡体制

(1) 在日米軍に関わる事件・事故通報体制の整備について

在日米軍に関わる事件・事故の通報体制については、平成9年3月31日の日米合同委員会において、「在日米軍に関わる事件・事故通報体制」が合意されている。

また、嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ及び伊江島補助飛行場並びに航空自衛隊那覇基地の周辺地域において、米軍又は自衛隊の航空機事故及び航空機の飛行に伴う事故が発生した場合の関係機関への連絡体制として、「米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会」がある。

さらに、ホワイト・ビーチ地区へ寄港する米国原子力軍艦に起因する放射能漏れの応急措置については、沖縄県地域防災計画において「放射能災害応急対策計画」が新設され、原子力軍艦災害対策の実施機関、非常時の通報、応急措置及び米軍との連携などの「原子力軍艦災害対策」が規定されている。

なお、三者連絡協議会において、次のことが確認されている。

ア 第17回三者協（平成11年7月12日）

米軍はその他の事件・事故についても既存の通報体制に基づき速やかな情報提供（好意的通報）を行うこと。

イ 第22回三者協（平成14年2月12日）

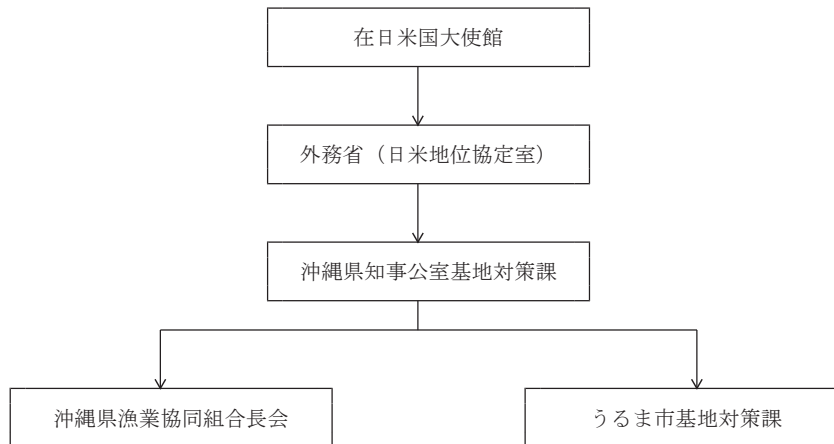
米軍は日米合同委員会合意の対象とされない米軍施設・区域内で発生した緊急・予防着陸についても、地元住民に影響を及ぼす可能性があると判断される場合には好意的通報を行うこと。

ウ 第23回三者協（平成14年7月31日）

県民の不安を解消するため、米軍は地元当局から照会がある場合には、事故以外のものについても、できる限り迅速に関連の情報を提供するよう努めること。

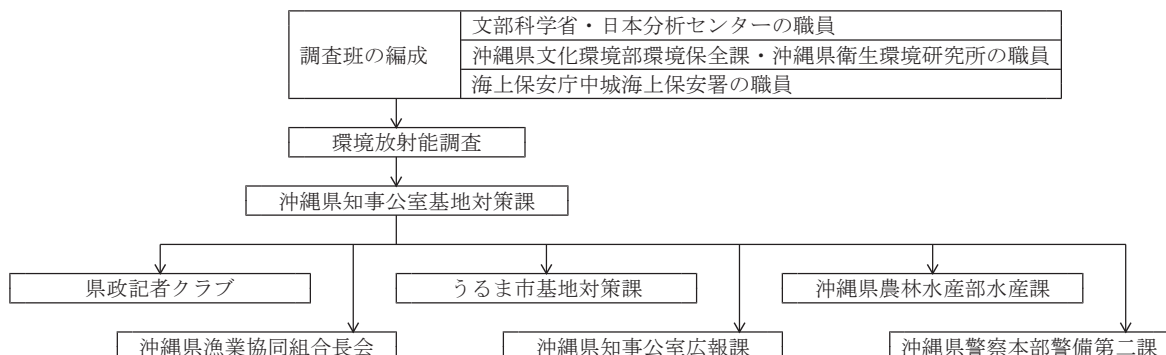
(2) 原子力軍艦寄港に関する通報体制について

ア 寄港通報の流れ



※寄港通報については、平成13年9月に米国で発生した同時多発テロへの対応として、当面の間、公表を控えて頂きたい旨の国の要請を受け、平成13年9月21日以来、マスコミ等への公表を控えている。

イ 放射能監視測定結果の流れ



(3) 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドラインについて

平成16年8月13日に沖縄県宜野湾市で発生した米軍ヘリ墜落事故を受け、日米間で協議した結果、平成17年4月1日、日米合同委員会で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」が合意された。このガイドラインは、米軍航空機が墜落または目的地以外に着陸を余儀なくされた場合、米軍は日本当局に通報するとともに、現場保全や救助など必要な措置を行うなどとするものとなっている。

【ガイドラインの概要】

○目的

日本国内で、米軍施設・区域の外において航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際に適用される方針及び手続きを定めることを目的とする。

○適用範囲

本ガイドラインは、日本国政府及び都道府県その他の地方当局のすべての機関及び職員に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域の全ての合衆国軍部隊並びに日米地位協定第1条及び第14条に規定するすべての者に適用される。

○主な確認事項

- (1) 米軍が使用する施設・区域の外における事故現場の規制は日米両当局が共同で行うことを基本原則とする。
- (2) 日米両当局は、航空機事故に関する緊急情報を交換する。
- (3) 事故現場には「内周規制線」と「外周規制線」が設けられ、「内周側規制線」では日米共同により、「外周側規制線」ではもっぱら日本側当局により、現場管理・立入規制が行われる。
- (4) 本ガイドラインを迅速かつ確に実施するため、日米の関係当局は、定期的に訓練及び会合を行う。

【日米関係当局による訓練及び会合の開催状況】

- 平成17年11月29日 「第1回在沖縄日米危機管理会議」開催
- 平成18年3月31日 「米軍事事故対応に関する米空軍との合同図上演習」開催
- 平成18年12月8日 「第2回在沖縄日米危機管理会議」開催
- 平成19年2月28日 「米軍事事故対応に関する米空軍との合同実動訓練」開催
- 平成19年6月1日 「米軍事事故対応に関する米海兵隊との合同図上演習」開催
- 平成19年10月25日 「米軍事事故対応に関する米海兵隊との合同実動訓練」開催
- 平成19年11月21日 「第3回在沖縄日米危機管理会議」開催